

## 広島県告示第五百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のように実施する。

平成二十三年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域	神石高原町
二 対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり
三 検査の日時及び場所	

所	実 施 期 日	実 施 场 所	器 物 受 付 時 間	実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 场 所
平成二十三年七月六日	午前九時～午後四時	午前九時～午後四時	午後一時～午後四時	平成二十三年七月五日	午前九時～午後四時	豊松基幹センター
平成二十三年七月七日	午前九時～午後四時	午後三時～午後四時	午前九時～午後二時	平成二十三年七月六日	午前九時～午後四時	神石山村開発センター
	当該計量器の所在場所	三和公民館	さんわ総合センター			神石山村役場油木支所

四 在所場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

五 定期検査実施機関  
指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会